

「岩手県住宅マスタープラン（岩手県住生活基本計画）」（案）に対する 意見募集について

1 意見募集の趣旨

住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条の規定に基づく都道府県計画として、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、住宅政策における基本的方針や講ずべき施策の方向性を定める「岩手県住宅マスタープラン（岩手県住生活基本計画）」の改訂を行うにあたり、県民の皆様からの御意見を募集します。

2 意見を募集する事業

岩手県住宅マスタープラン（岩手県住生活基本計画）（案）

3 資料の閲覧場所及び入手方法

- (1) 閲覧場所：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター、県庁県民室、
県立図書館
- (2) 資料入手：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター
※ ホームページからも閲覧、入手可能です。

4 意見募集の期間と提出方法

- (1) 募集期間 令和3年10月20日（水）～ 令和3年11月19日（金）
- (2) 提出方法
 - ・ 郵送（手紙、ハガキ）、ファクス、電子メールにより、下記のあて先にお送りください。
 - ・ 御意見には、「住所」「氏名」を必ず御記入ください。
 - ・ 様式は自由ですが、「記入用紙」を参考までに用意しておりますので、御活用ください。

5 御意見等の提出先

- 郵送の場合 〒020-8570 岩手県県土整備部建築住宅課
(郵便番号のみで届きますので、県庁の住所の記載は不要です)
- ファクスの場合 019-651-4160
- 電子メールの場合 E-mail アドレス：AG0009@pref.iwate.jp
※電話による御意見の受付は対応しかねますので、御了承願います。

6 意見の取扱い

- 提出いただいた御意見については、岩手県住宅マスタープラン（岩手県住生活基本計画）の改訂に向けた検討の参考とさせていただきます。
- 提出いただいた御意見の概要と御意見に対する県の考え方については、ホームページで公表します。なお、類似している御意見は、集約させていただきます。
- 御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- お知らせいただいた個人情報については、岩手県住宅マスタープラン（岩手県住生活基本計画）の検討のみに利用し、第三者に提供することはありません。